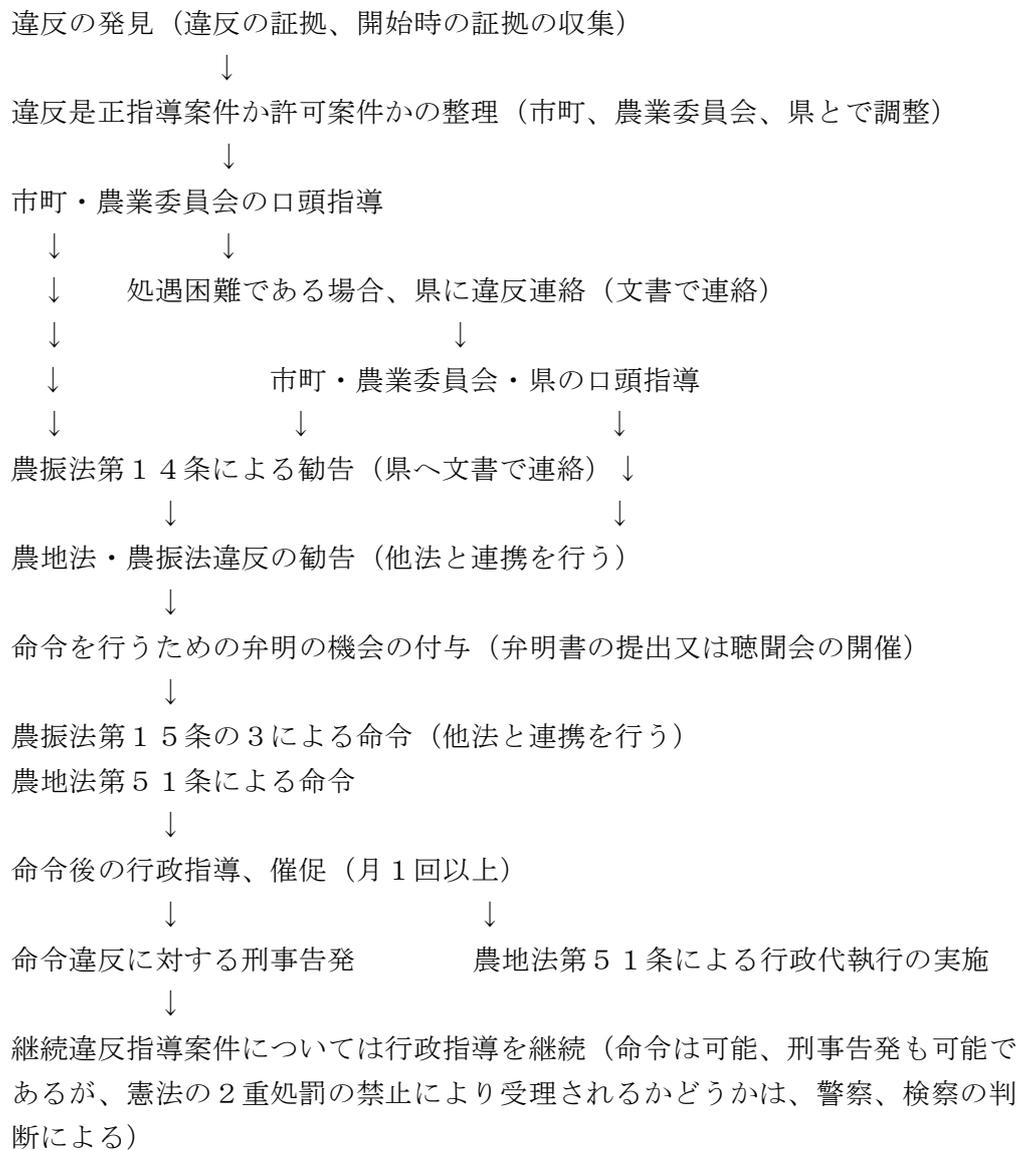
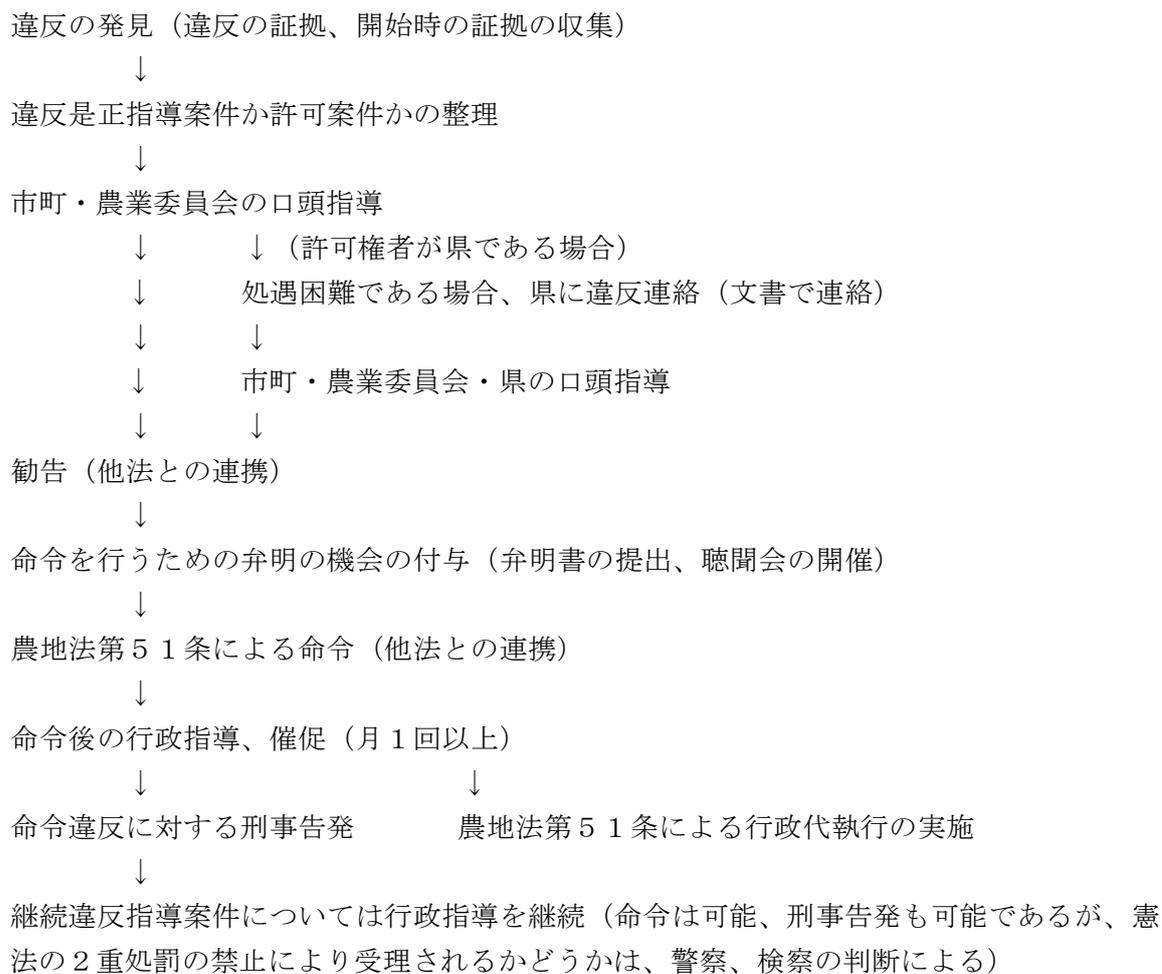


6. 農地法・農振法違反指導フローチャート

(1) 農地法および農振法違反指導のフローチャート



(2) 農地法違反指導のフローチャート



7. 市町・農業委員会・県事務所・本庁の役割

	実施機関	内 容
違反の発見	市町 農業委員会	発見した場合、あらゆる角度から、写真撮影を行う。 また違反開始時期、違反者が分かるよう証拠を収集し、聞き取りを行い、行政指導を行う。
違反の指導	市町 農業委員会 県	(県許可分で処遇困難である場合、県に文書で連絡。) 各機関が連携して行政指導を実施。
勧告	市町 農業委員会 県	市町は農振法第14条の勧告可能。勧告文は直接本人に手渡し、受領書をもらう。(内容証明及び配達証明はできるだけ使用しない。)
弁明・聴聞	農業委員会 県	命令を行う場合、農振法違反の命令文、農地法違反の命令文を発出する前に弁明の機会又は聴聞の機会の付与について通知する。弁明は書面で行うが、口頭でも可能なため、弁明会でも可能(弁明会の場合、内容の証拠を残すこと)。聴聞会は行政手続法に基づきおこなう。聴聞は基本的に許可の取り消し等重大な不利益を与える際のみ行う。
命令	農業委員会 県	命令文には異議申し立てができる旨を教示する。命令文は、直接本人に手渡し、受領書を徴収する。命令前、命令期限後についてあらゆる角度から写真を撮り、証拠を備える。また、事前に地元警察と刑事告発についても打ち合わせる。
催促	市町 農業委員会 県	命令後、履行が滞っている場合は催促をおこなう。催促は行政指導または、指導会議にて行う。
刑事告発 公表	市町 農業委員会 県	地元警察と協議の上、刑事告発を行う。 公表は警察と公表内容、日時を調整して行う。
行政代執行	許可権者	必要性が認められれば行政代執行を行う。

8. 法的根拠

(1) 農業振興地域の整備に関する法律

ア. 法第14条（土地利用についての勧告）

市町村長は、農用地区域内にある土地が農用地利用計画において指定した用途に供されていない場合において、農業振興地域整備計画の達成のため必要があるときは、その土地の所有者又はその土地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者に対し、その土地を当該農用地利用計画において指定した用途に供すべき旨を勧告することができる。

2 市町村長は前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わないとき、又は従う見込みがないと認めるときは、その者に対し、その土地を農用地利用計画において指定した用途に供するためその土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得しようとする者で市町村長の指定を受けたものとその土地についての所有権移転又は使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転に関し協議すべき旨を勧告することができる。

イ. 法第15条の3（監督処分）

都道府県知事は、開発行為に係る土地及びその周辺の農用地等の農業上の利用を確保するために必要な限度において、前条第1項の規定に反した者若しくは同項の許可に付した同条第5項の条件に違反して開発行為をした者又は偽りその他不正な手段により同条第1項の許可を受けて開発行為をした者に対し、その開発行為の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることができる。

ウ. 法第15条の4（農用地区域以外の区域内における開発行為についての勧告等）

都道府県知事は、農業振興地域の区域のうち農用地区域以外の区域内において開発行為を行っている者がある場合において、その開発行為により、農用地区域内にある農用地等において土砂の流出若しくは崩壊その他の耕作若しくは養畜の業務に著しい支障を及ぼす災害を発生させ、又は農用地区域内にある農用地等に係る農業用排水施設の有する機能に著しい支障を及ぼすことにより、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがあると認められるときには、農用地区域内にある農用地等の農業上の利用を確保するために必要な限度において、その者に対し、その事態を除去するために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

エ. 法第26条（罰則）

次の各号の一に該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

一 法第13条の5において準用する土地改良法第109条の規定に違反した者

二 法第15条の2第1項の規定に違反した者

三 法第15条の3の規定による命令に違反した者

オ. 法第27条（罰則）

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

(2) 農地法

ア. 第51条第1項

都道府県知事等は、政令で定めるところにより、次の各号のいずれかに該当する者に対して、土地の農業上の利用の確保及び他の公益並びに関係人の利益を衡量して特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、第4条若しくは第5条の規定によってした許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 一 第4条第1項若しくは第5条第1項の規定に違反した者又はその一般承継人
- 二 第4条第1項又は第5条第1項の許可に付した条件に違反している者
- 三 前2号に掲げる者から当該違反に係る土地について工事その他の行為を請け負った者又はその工事その他の行為の下請人
- 四 偽りその他不正の手段により、第4条第1項又は第5条第1項の許可を受けた者

イ. 第51条第2項

命令を行うときは、省令で定める事項を記載した命令書を交付しなければならない。

施行規則第99条

命令書に記載すべき事項

- 一 停止すべき行為又は講ずべき措置の内容
- 二 命令の年月日及び措置を講ずるべき旨の命令の場合は履行期限
- 三 命令を行う理由
- 四 法第51条第3項第1号に該当すると認められるときは、同項の規定により原状回復等の措置の全部又は一部を自ら講ずることがある旨及び当該原状回復等の措置に要した費用を徴収することがある旨

ウ. 第51条第3項

都道府県知事等は、第1項に規定する場合において次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、自らその原状回復等の措置の全部又は一部を講ずることができる。この場合において、第2号に該当すると認めるときは、相当の期限を定めて、当該原状回復等の措置を講ずべき旨及びその期限までに当該原状回復等の措置を講じないときは、自ら当該原状回復等の措置を講じ、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

- 一 第1項の規定により原状回復等の措置を講ずべきことを命ぜられた違反転用者等が、当該命令に係る期限までに当該命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき
- 二 第1項の規定により原状回復等の措置を講ずべきことを命じようとする場合において、過失がなく当該原状回復の措置を命ずべき違反転用者等を確知することができないとき。
- 三 緊急に原状回復等の措置を講ずる必要がある場合において、第1項の規定により原状回復等の措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき

エ. 第52条の4

農業委員会は、必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、第51条第1項の規定による命令その他必要な措置を講ずべきことを要請することができる。

オ. 第64条（罰則）

次の各号のいずれかに該当する者は、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する。

- 一 第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第18条第1項の規定に違反した者
- 二 偽りその他不正の手段により、第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項又は第18条第1項の許可を受けた者
- 三 第51条第1項の規定による都道府県知事等の命令に違反した者

カ. 第65条

第49条第1項の規定による職員の調査、測量、除去又は移転を拒み、妨げ、又は忌避した者は6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

キ. 第66条

第44条第1項の規定による市町村長の命令に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。

ク. 第67条

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

法第64条第1号若しくは第2号（これらの規定中法第4条第1項又は法第5条第1項に係る部分に限る）又は第3号 1億円以下の罰金刑

ケ. 第68条

第6条第1項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者は30万円以下の過料に処する。

コ. 第69条

第3条の3の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の過料に処する。